

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重し、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊重を保持しつつ、心身とも健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所 ココアンジュ新家の経営
- (ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人三谷園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府泉南市新家 938 番地の 1 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営における細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、該当者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名が出席し、かつ、外部委員の 1 名が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、これを支給しないものとする。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。
(1) 理事 6名
(2) 監事 2名
2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊な関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊な関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊な関係のある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬は、支給しないものとする。ただし、理事及び監事には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(責任免除)

第24条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責

任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財産法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けてたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 大阪府泉南市新家 940 番地 1、940 番地 3、954 番地 1、954 番地 5、所在の鉄骨造かわらぶき 2 階建

ココアンジュ新家 園舎 1 棟	1161.68 m ²
鉄筋コンクリート造陸屋根平家 便所	5.10 m ²
計	1166.78 m ²

- (2) 大阪府泉南市新家 938 番 1 439.66 m²
大阪府泉南市新家 938 番 4 42.43 m²
大阪府泉南市新家 940 番 1 611.53 m²
大阪府泉南市新家 940 番 3 351.46 m²
大阪府泉南市新家 948 番 1 93.26 m²
大阪府泉南市新家 954 番 1 224.49 m²
大阪府泉南市新家 954 番 5 185.50 m²
所在のココアンジュ新家敷地 計 1948.33 m²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、泉南市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、泉南市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設設備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会に定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長

が作成し、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支決算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議委員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎月 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の処置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第39条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上承認を要する。

第7章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、泉南市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を泉南市長に届けなければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人三谷園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	西浦 治右門
理事	福島 宣政
理事	木村 忠義
理事	田中 実
理事	原 義央
理事	松谷 淳博
監事	田中 喜左衛門
監事	石田 正

附則

この定款は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
27 大阪府	228 泉南市	27213	1120105007175	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 三谷園				
(8)主たる事務所の住所	大阪府	泉南市	新家938-1		
(9)主たる事務所の電話番号	072-484-0190	(10)主たる事務所のFAX番号	072-484-0196	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページアドレス	https://coco-ange.cc/		(14)法人のメールアドレス	info@coco-ange.cc	
(15)法人の設立認可年月日	昭和50年3月7日	(16)法人の設立登記年月日	昭和50年4月16日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	0
-----------	---	-----------	---	----------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
橋本 良孝 社会福祉法人理事長		H29.4.1 ~ H34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	1 有	2
池尾 弘久 社会福祉法人理事長		H29.4.1 ~ H34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	1 有	2
合田 耕三 社会福祉法人理事長		H29.4.1 ~ H34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	1 有	2
土金 新治 社会福祉法人理事長		H29.4.1 ~ H34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	1 有	2
山野 守彦 社会福祉法人理事長		H29.4.1 ~ H34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	1 有	2
吉野谷 裕二 会社員		H29.4.1 ~ H34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	2
田宮 美佐子 無職		H29.4.1 ~ H34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	2

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	0 1 特例有
----------	---	----------	---	----------------------	---------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況 1/7		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態
						(3-13)前会計年度における理事会への出席回数

西浦 正義	1 理事長（会長等含む。）	平成9年2月2日	1 常勤	平成29年6月20日	施設長	2 無
	H29.6.20 ~ 平成30年度会計終結の時まで		3 施設の管理者		1 有	3 職員給与のみ支給
西浦 日佐代	3 その他理事		1 常勤	平成29年6月20日	主任保育士	2 無
	H29.6.20 ~ 平成30年度会計終結の時まで		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		1 有	3 職員給与のみ支給
松谷 淳博	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月20日	無職	2 無
	H29.6.20 ~ 平成30年度会計終結の時まで		4 その他		2 無	4 いずれも支給なし
森下 勝弘	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月20日	自営	2 無
	H29.6.20 ~ 平成30年度会計終結の時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし
根来 寛一	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月20日	施設長	2 無
	H29.6.20 ~ 平成30年度会計終結の時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし
奥田 八代子	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月20日	酒類販売社長	2 無
	H29.6.20 ~ 平成30年度会計終結の時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
----------	---	----------	---	---------------------	---

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
釜本 康晴	理容業	2 無	平成29年6月20日
	H29.6.20 ~ 平成30年度会計終結の時まで	6 財務管理に識見を有する者（その他）	3
北庄司 実夫	自営	2 無	平成29年6月20日
	H29.6.20 ~ 平成30年度会計終結の時まで	6 財務管理に識見を有する者（その他）	3

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数			
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
		③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数			
①常勤専従者の実数	28	②常勤兼務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
		③非常勤者の実数	1
		常勤換算数	0.5

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成29年6月20日	7	2			○平成28年度事業報告について ○平成28年度決算報告について ○監事監査報告 ○理事・監事の選任について ○役員報酬規程の承認について
平成30年3月25日	7	2			○平成29年度第一次補正予算について ○平成30年度事業計画について ○平成30年度予算について

(4)うち開催を省略した回数

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成29年5月27日	6	2	○平成28年度事業報告 ○平成28年度予算 ○監事監査報告 ○評議員会の招集について ○役員報酬規程の承認について
平成29年6月20日	6	2	○理事長選定
平成30年3月10日	6	2	○平成29年度第一次補正予算 ○平成30年度事業計画 ○平成30年度予算 ○給与規則・育児休業規則・介護休業規則変更 ○経理規程改定 ○評議員の招集について

(4)うち開催を省略した回数

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	釜本 康晴 北庄司 実夫
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	適正である
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	なし

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
001	法人本部	00000001	本部経理区分		法人本部				
		大阪府 泉南市	938-1	3 自己所有	3 自己所有	昭和50年4月1日	150	0	
		ア建設費	平成17年5月1日	28,065,000	170,035,000	80,000,000	278,100,000	1,166.780	
		イ大規模修繕							
002	ココアンジュ 新家	02091201	保育所		ココアンジュ新家				
		大阪府 泉南市	938-1	3 自己所有	3 自己所有	昭和50年4月1日	150	1,952	
		ア建設費	平成17年5月1日	28,065,000	170,035,000	80,000,000	278,100,000	1,166.780	
		イ大規模修繕							

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)

カテゴリー 類	分名称	⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額（円）	(ウ) 補助金額（円）	(エ) 借入金額（円）	(オ) 建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額（円）

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区 分コード分 類	①-2拠点区 分名称	①-3事業類型コー ド分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称			
		③事業所の所在地			④事業所の土 地の保有状況	⑤事業所の建 物の保有状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ総 数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額（円）	(ウ) 補助金額（円）	(エ) 借入金額（円）	(オ) 建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額（円）	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑨（その他）	大阪しあわせネットワーク 社会福祉法人が有する機能を活かした地域貢献事業、社会貢献基金特別部会費などの拠出を行う事業	大阪府
地域における公益的な取組①（地域の要支援者）	保育園における地域貢献事業 生活問題に対する相談を行うため、保育園に「地域貢献相談員（スマイルサポーター）」を配置する事業	大阪府
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者との）	泉南市福祉施設連絡会への参画 地域の生活・福祉課題に社会福祉法人の強みを活かして対応する泉南市福祉施設連絡会への参画	泉南市

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 （社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実残額等の総額（円） 0

(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額） 5/7

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～ <input type="text"/>

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	2 無
㊩第三者評価結果	3 該当なし
㊪苦情処理結果	3 該当なし
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	170,818,610
②施設・設備に係る公費（円）	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	-2,897,334

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
<input type="text"/>	<input type="text"/>

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	<input type="text"/>
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	<input type="text"/>
③業務内容	<input type="text"/>
④費用〔年額〕（円）	<input type="text"/>

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<input type="text"/>
②実施した改善内容	<input type="text"/>

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無

③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

第一号第一様式（第十七条第四項関係）
法人単位資金収支計算書

（自）平成29年4月1日 （至）平成30年3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収入	介護保険事業収入		0	0		
	老人福祉事業収入		0	0		
	児童福祉事業収入		0	0		
	保育事業収入	168,703,280	170,931,260	-2,227,980		
	就労支援事業収入		0	0		
	障害福祉サービス等事業収入		0	0		
	生活保護事業収入		0	0		
	医療事業収入		0	0		
	借入金利息補助金収入		0	0		
	経常経費寄附金収入		0	0		
	受取利息配当金収入	1,956	1,956	0		
	その他の収入	38,000	38,000	0		
	流動資産評価益等による資金増加額		0	0		
	事業活動収入計（1）	168,743,236	170,971,216	-2,227,980		
事業活動による支出	人件費支出	130,890,712	130,823,449	67,263		
	事業費支出	23,063,280	22,940,186	123,094		
	事務費支出	5,806,180	6,009,836	-203,656		
	就労支援事業支出		0	0		
	授産事業支出		0	0		
	利用者負担軽減額		0	0		
	支払利息支出	348,000	348,000	0		
	その他の支出		0	0		
	流動資産評価損等による資金減少額		0	0		
	事業活動支出計（2）	160,108,172	160,121,471	-13,299		
事業活動資金収支差額（3）=（1）-（2）	8,635,064	10,849,745	-2,214,681			
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入		0	0		
	施設整備等寄附金収入		0	0		
	設備資金借入金収入		0	0		
	固定資産売却収入		0	0		
	その他の施設整備等による収入		0	0		
	施設整備等収入計（4）	0	0	0		
施設整備等による支出	設備資金借入金元金償還支出	4,000,000	4,000,000	0		
	固定資産取得支出	378,216	378,216	0		
	固定資産除却・廃棄支出		0	0		
	ファイナンス・リース債務の返済支出		0	0		
	その他の施設整備等による支出		0	0		
	施設整備等支出計（5）	4,378,216	4,378,216	0		
施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	-4,378,216	-4,378,216	0			
その他の活動による収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		0	0		
	長期運営資金借入金収入		0	0		
	役員等長期借入金収入		0	0		
	長期貸付金回収収入		0	0		
	投資有価証券売却収入		0	0		
	積立資産取崩収入		0	0		
	その他の活動による収入	0	250,000	-250,000		
	その他の活動収入計（7）	0	250,000	-250,000		
	その他の活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出		0	0	
		役員等長期借入金元金償還支出		0	0	
長期貸付金支出			0	0		
投資有価証券取得支出			0	0		
積立資産支出		4,233,040	6,383,040	-2,150,000		
その他の活動による支出		0	250,000	-250,000		
その他の活動支出計（8）	4,233,040	6,633,040	-2,400,000			
その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）	-4,233,040	-6,383,040	2,150,000			
予備費支出（10）	0	0	0			
当期資金収支差額合計（11）=（3）+（6）+（9）-（10）	23,808	88,489	-64,681			
前期末支払資金残高（12）	96,603,108	96,603,108	0			
当期末支払資金残高（11）+（12）	96,626,916	96,691,597	-64,681			

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
法人単位事業活動計算書

（自）平成29年4月1日 （至）平成30年3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	介護保険事業収益	0		0
	老人福祉事業収益	0		0
	児童福祉事業収益	0		0
	保育事業収益	170,931,260	166,095,360	4,835,900
	就労支援事業収益	0		0
	障害福祉サービス等事業収益	0		0
	生活保護事業収益	0		0
	医療事業収益	0		0
	経常経費寄附金収益	0		0
	その他の収益	0		0
	サービス活動収益計（1）	170,931,260	166,095,360	4,835,900
	人件費	131,696,168	126,759,363	4,936,805
	事業費	22,940,186	22,480,942	459,244
	事務費	6,009,836	6,184,850	-175,014
	就労支援事業費用	0		0
授産事業費用	0		0	
利用者負担軽減額	0		0	
減価償却費	5,927,623	5,752,639	174,984	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-2,897,334	-2,897,334	0	
徴収不能額	0		0	
徴収不能引当金繰入	0		0	
その他の費用	0		0	
サービス活動費用計（2）	163,676,479	158,280,460	5,396,019	
サービス活動増減差額（3）=（1）-（2）	7,254,781	7,814,900	-560,119	
サービス活動外増減の部	借入金利息補助金収益	0		0
	受取利息配当金収益	1,956	2,501	-545
	有価証券評価益	0		0
	有価証券売却益	0		0
	投資有価証券評価益	0		0
	投資有価証券売却益	0		0
	基本財産評価益	0		0
	積立資産評価益	0		0
	その他のサービス活動外収益	38,000	54,000	-16,000
	サービス活動外収益計（4）	39,956	56,501	-16,545
	支払利息	348,000	391,500	-43,500
	有価証券評価損	0		0
	有価証券売却損	0		0
	投資有価証券評価損	0		0
	投資有価証券売却損	0		0
基本財産評価損	0		0	
積立資産評価損	0		0	
その他のサービス活動外費用	0		0	
サービス活動外費用計（5）	348,000	391,500	-43,500	
サービス活動外増減差額（6）=（4）-（5）	-308,044	-334,999	26,955	
経常増減差額（7）=（3）+（6）	6,946,737	7,479,901	-533,164	
特別増減の部	施設整備等補助金収益	0		0
	施設整備等寄附金収益	0		0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0		0
	固定資産受贈額	0		0
	固定資産売却益	0		0
	その他の特別収益	0		0
	特別収益計（8）	0	0	0
	基本金組入額	0		0
	資産評価損	0		0
	固定資産売却損・処分損	1	1	0
	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0		0
	国庫補助金等特別積立金積立額	0		0
	災害損失	0		0
	その他の特別損失	0		0
	特別費用計（9）	1	1	0
特別増減差額（10）=（8）-（9）	-1	-1	0	
当期活動増減差額（11）=（7）+（10）	6,946,736	7,479,900	-533,164	
前期繰越活動増減差額（12）	76,257,660	74,777,760	1,479,900	
当期末繰越活動増減差額（13）=（11）+（12）	83,204,396	82,257,660	946,736	
基本金取崩額（14）	0	0	0	
その他の積立金取崩額（15）	0	0	0	
その他の積立金積立額（16）	5,400,000	6,000,000	-600,000	
次期繰越活動増減差額（17）=（13）+（14）+（15）-（16）	77,804,396	76,257,660	1,546,736	

法人単位貸借対照表

平成30年3月31日現在

（単位：円）

	資産の部			負債の部			
	当年度末	前年度末	増減	当年度末	前年度末	増減	
流動資産	104,380,613	102,771,828	1,608,785	流動負債	16,579,016	15,568,720	1,010,296
現金預金	94,302,223	92,160,448	2,141,775	短期運営資金借入金	0	0	0
有価証券	0	0	0	事業未払金	7,584,656	6,087,440	1,497,216
事業未収金	10,078,390	10,611,380	-532,990	その他の未払金	0	0	0
未収金	0	0	0	支払手形	0	0	0
未収補助金	0	0	0	役員等短期借入金	0	0	0
未収収益	0	0	0	1年以内返済予定設備資金借入金	4,000,000	4,000,000	0
受取手形	0	0	0	1年以内返済予定長期運営資金借入金	0	0	0
貯蔵品	0	0	0	1年以内返済予定リース債務	0	0	0
医薬品	0	0	0	1年以内返済予定役員等長期借入金	0	0	0
診療・療養費等材料	0	0	0	1年以内支払予定長期未払金	0	0	0
給食用材料	0	0	0	未払費用	0	0	0
商品・製品	0	0	0	預り金	0	0	0
仕掛品	0	0	0	職員預り金	104,360	81,280	23,080
原材料	0	0	0	前受金	0	0	0
立替金	0	0	0	前受収益	0	0	0
前払金	0	0	0	仮受金	0	0	0
前払費用	0	0	0	當与引当金	4,890,000	5,400,000	-510,000
1年以内回収予定長期貸付金	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
短期貸付金	0	0	0				
仮払金	0	0	0				
その他の流動資産	0	0	0				
徴収不能引当金	0	0	0				
固定資産	288,385,158	287,551,526	833,632	固定負債	37,296,013	39,913,294	-2,617,281
基本財産	246,436,831	251,824,411	-5,387,580	設備資金借入金	24,000,000	28,000,000	-4,000,000
土地	42,603,821	42,603,821	0	長期運営資金借入金	0	0	0
建物	203,833,010	209,220,590	-5,387,580	リース債務	0	0	0
定期預金	0	0	0	役員等長期借入金	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	退職給付引当金	13,296,013	11,913,294	1,382,719
その他の固定資産	41,948,327	35,727,115	6,221,212	役員退職慰労引当金	0	0	0
土地	0	0	0	長期未払金	0	0	0
建物	0	0	0	長期預り金	0	0	0
構築物	275,668	393,752	-118,084	その他の固定負債	0	0	0
機械及び装置	0	0	0	負債の部合計	53,875,029	55,482,014	-1,606,985
車輛運搬具	1	30,700	-30,699				
器具及び備品	1,275,578	1,288,623	-13,045	純資産の部			
建設仮勘定	0	0	0	基本金	122,268,986	122,268,986	0
有形リース資産	0	0	0	国庫補助金等特別積立金	109,617,360	112,514,694	-2,897,334
権利	0	0	0	その他の積立金	29,200,000	23,800,000	5,400,000
ソフトウェア	0	0	0	人件費積立金	7,500,000	4,500,000	3,000,000
無形リース資産	0	0	0	修繕費積立金	10,000,000	10,000,000	0
投資有価証券	0	0	0	備品等購入積立金	0	0	0
長期貸付金	0	0	0	保育所施設・設備整備積立金	11,700,000	9,300,000	2,400,000
退職給付引当資産	11,197,080	10,214,040	983,040	次期繰越活動増減差額	77,804,396	76,257,660	1,546,736
長期預り金積立資産	0	0	0	(うち当期活動増減差額)	6,946,736	7,479,900	-533,164
人件費積立資産	7,500,000	4,500,000	3,000,000				
修繕費積立資産	10,000,000	10,000,000	0				
備品購入等積立資産	0	0	0				
保育所施設・設備整備積立資産	11,700,000	9,300,000	2,400,000				
差入保証金	0	0	0				
長期前払費用	0	0	0				
その他の固定資産	0	0	0				
徴収不能引当金	0	0	0	純資産の部合計	338,890,742	334,841,340	4,049,402
資産の部合計	392,765,771	390,323,354	2,442,417	負債及び純資産の部合計	392,765,771	390,323,354	2,442,417

役員名簿

定数(理事6名 監事2名)

	氏名	現在の任期
理事長	西浦 正義	平成29年度6月20日から平成30年度会計終結の時まで
理事	西浦 日佐代	平成29年度6月20日から平成30年度会計終結の時まで
理事	松谷 淳博	平成29年度6月20日から平成30年度会計終結の時まで
理事	森下 勝弘	平成29年度6月20日から平成30年度会計終結の時まで
理事	奥田 八代子	平成29年度6月20日から平成30年度会計終結の時まで
理事	根来 寛一	平成29年度6月20日から平成30年度会計終結の時まで
監事	釜本 康晴	平成29年度6月20日から平成30年度会計終結の時まで
監事	北庄司 実夫	平成29年度6月20日から平成30年度会計終結の時まで

評議員名簿

定数(7名)

	氏名	現在の任期
評議員	池尾 弘久	平成29年度4月1日から平成34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで
評議員	橋本 良孝	平成29年度4月1日から平成34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで
評議員	合田 耕三	平成29年度4月1日から平成34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで
評議員	山野 守彦	平成29年度4月1日から平成34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで
評議員	土金 新治	平成29年度4月1日から平成34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで
評議員	吉野谷 裕二	平成29年度4月1日から平成34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで
評議員	田宮 美佐子	平成29年度4月1日から平成34年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで

役員報酬規程

社会福祉法人三谷園

(目的)

第1条 この規程は、役員（理事・監事・評議員）の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員は、無報酬とする。ただし、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品運搬費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書をもって実費支給する。

(改正)

第3条 この規程の改正は、理事会・評議員会の決議を得てから改正する。

(施行)

第4条 この規程の施行は、理事会・評議員会の決議を得てから施行する。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 20 日から施行する。